

気象に関する警報発令時及び非常変災時における休業及び登校について

気象に関する警報発令時及び非常変災時の対応について、各務原市教育委員会からの指示に従い下記の様に対応させていただきます。警報発令時等における事故防止の措置に遺漏の無いよう、よろしくお願い申し上げます。

尚、「気象に関する警報」とは、各務原市が該当地域として発令された、特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、暴風雪警報、大雪警報をいいます。(以下「特別警報・警報」といいます。) また、市内の一部地域に発令された警報は、その地域のみを対象とします。ご承知おきください。

児童が登校する以前に、特別警報・警報が発令されている場合

1. 特別警報・警報にかかわる休業・登校について（原則）

- (ア) 特別警報・警報が解除されるまで、家庭において待機させてください。
- (イ) 特別警報・警報が解除された時刻によって対応が異なりますので、注意してください。

特別警報・警報が解除された時刻	学校における対応
午前6時までに特別警報・警報解除	平常通り登校
午前6時～11時までに特別警報・警報解除	解除後1時間を経ってから、授業を開始
午前11時以降に特別警報・警報解除	休業

- (ウ) 学校の諸行事等で午前授業の日、または午前授業の学年は、午前10時の時点で特別警報・警報が発令されている場合は休業とします。

* 但し、(イ)・(ウ)の場合において、橋の流失・家屋や樹木の倒壊などで危険な場合には登校させる必要はありません。その他、特別の事情で対応に変更があった場合は、携帯メールを通じて連絡します。

児童が登校してから、特別警報・警報が発令された場合

2. 特別警報・警報にかかわる休業・下校について（原則）

- (ア) 登校後に特別警報・警報が発令された場合には、校内の最も安全な場所で待機させます。
- (イ) 携帯メール等により保護者の皆様に迎えの連絡をします。

- * 上記(ア)(イ)の措置をとった場合、学校より保護者の皆さまに、迎えや引き渡しの方法に関してのご協力をお願いする場合がありますので、よろしくお願いします。
- * 保護者の皆様は、お子様の迎えがあることを念頭に入れて対応して頂くようお願いいたします。なお、迎えが遅くなる場合は速やかに学校までご連絡ください。

給食について・・・各務原市教育委員会通知に従う（原則）

(ア) 各務原市教育委員会より

特別警報・警報の発令が予測される場合には、その前日の午前10時に各務原市教育委員会が判断し、「翌日の給食を中止」するなどの措置をとりたいと思います。

しかし、気象状況が好転し授業が可能な場合も想定されます。その場合、各ご家庭には弁当の準備をお願いすることになります。

大変ご面倒をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

※ 「翌日の給食を中止」する場合には、その前日に学校から保護者の皆様へ文書を携帯メール等で通知します。

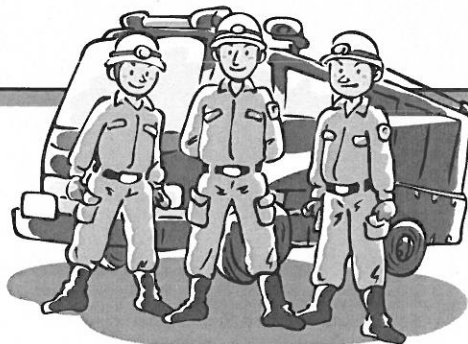
※ 「翌日の給食を中止」の判断日が、日曜日・祝日等の場合は、学校から携帯メール等による連絡となります。

非常変災時の対応について（原則）

(ア) その他の非常変災時は、原則として、授業は行いますが、校区や登下校の実情により、校長もしくは教育委員会の判断で、休業もしくは授業を遅らせて開始することもあります。また、下校を早めたり、学校に待機して保護者の方に迎えをお願いしたりすることもありますので、ご承知置きください。

保護者の皆様へ 携帯メールの登録をお願いします！

携帯メールに登録していただきますと、川島小学校からの連絡・情報を素早く受け取ることができます。登録の仕方は別紙をご覧ください。



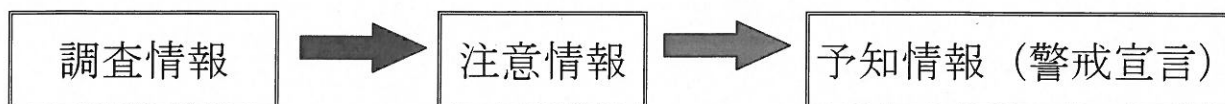
「東海地震に関連する情報発表時」における児童・生徒の動き

(各務原市 小学校・中学校)

各務原市教育委員会

各務原市の公立小学校・中学校では、東海地震に関する情報が発表された時の対応について、以下のようにします。

○東海地震に関連する情報名



低い ← 危険度 → 高い

○各情報発表時の対応

	調査情報	注意情報		予知情報
	全 学 校	小 学 校	中 学 校	全 学 校
休業日	○保護者の管理下におく			
授業日	登校時 ○登校する	○登校前…登校させない ○登校途中…学校で定めた避難場所か学校のどちらか近い方へ行く		
	授業中 ○通常授業 ○校外活動は活動場所を考慮して対応する	○保護者が迎えに来て下校する ○保護者が迎えにこられない場合は学校で待機する ○保護者が迎えにこられない場合、保護者に準ずる責任の持てる方に預けることも可能	○集団下校をする (地域担当教師が引率)	○保護者が迎えに来て下校する ○保護者が迎えにこられない場合は学校で待機する ○保護者が迎えにこられない場合、保護者に準ずる責任の持てる方に預けることも可能
	下校時 ○そのまま下校する	○学校で定めた避難場所か学校のどちらか近い方へ行く		

※ 注意情報および予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、電話回線が不通になり、学校と保護者との連絡ができないことが予想されます。テレビ・ラジオなどで正しい情報を得る努力をお願いします。

※ 登下校の途中に注意情報および予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、教職員が外に出て、児童生徒に知らせるようにします。また、広報車の巡回などがありますが、保護者の方からも児童生徒に知らせるように協力をお願いします。また、災害時の避難の仕方や避難場所等、保護者と子どもさんで確認しておいてください。

※ 平成 22 年 4 月 28 日 一部改定

※ 平成 23 年 3 月 24 日「東海地震観測情報」が「東海地震に関連する調査情報」に変更。

※ 平成 24 年 4 月 11 日 一部改定

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <p>臨時</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます